

令和7年5月26日

会 員 各 位

(一社) 栃木県建設業協会日光支部
支 部 長 榎 本 美 明
建災防栃木県支部日光分会
分 会 長 榎 本 美 明

職場における熱中症対策の強化について(通知)

会員の皆様におかれましては、日ごろから労働災害防止活動を推進していただき厚く御礼申し上げます。

標記の件について、栃木労働局から別添のとおり令和7年6月1日より労働安全衛生規則の一部を改正する省令が施行される旨通知がありました。熱中症は初期症状への対応の遅れが重篤化につながるが多いため、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、迅速かつ適切に対処するための体制整備や手順作成などが事業者には義務付けられます。

各社におきましては、熱中症対策に一層の取組みをいただくとともに、関係施工業者に対しても周知徹底するようお願いいたします。

建災防日光分会ホームページにも掲載してありますのでご確認ください。

建災防日光分会 検索 (<https://nikkosib.com/kensaibou/about/>)

(一社) 栃木県建設業協会日光支部
建災防栃木県支部日光分会
TEL 54-0140



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

栃木労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和7年5月2日

栃木労働局 労働基準部 健康安全課

健康安全課長 幸田 和則

主任地方労働衛生専門官 柴山 明憲

(電話) 028-634-9117

令和6年の熱中症による労働災害件数は過去2番目の多さ —STOP！熱中症クールワークキャンペーンを実施します—

栃木労働局(局長 ^{かわぐちひでと} 川口秀人)は、令和6年の栃木県内の職場における熱中症による死傷災害の発生状況について取りまとめました。

休業4日以上^の熱中症による死傷者数は、過去最多であった令和5年の20人に次いで多い17人となりました。(具体的な事例は別添1に記載のとおりです。)

熱中症は、初期症状への対応の遅れが重篤化につながるが多いため、令和7年6月1日から熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、迅速かつ適切に対処するための体制整備や手順作成などが事業者^に義務付けられます。(別添2)

栃木労働局では、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(5月1日～9月30日)(別添3)を実施し、事業者がWBGT値(暑さ指数)の把握とその値に応じた適切な対策を講じることなどの熱中症予防対策の徹底を呼びかけます。



<添付資料>

別添1 令和6年 栃木県内の職場における熱中症労働災害発生状況

別添2 「令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます」職場における熱中症対策の強化について

別添3 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(令和7年度版)

別添4 熱中症対策の協力要請を行った関係労働災害防止団体等